

議案第 27 号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 22 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）個人番号カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。